

山口県報

令和2年
4月30日
(木曜日)



山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年四月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第二十五号

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

山口県議会議員の議員報酬の月額は、令和二年五月一日から同年十月三十一日までの間においては、山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年山口県条例第四十一号）第二条第一項の規定にかかわらず、同条例別表第一の上欄に掲げる区分に並び、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額から、その額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める議員報酬の月額とする。

附 則

この条例は、令和二年五月一日から施行する。

目 次

○ 条例

山口県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

令和二年四月三十日
印刷発行

発行人
所

山口県知事
庁